

第 149 回組合会議決書

と き 令和 8 年 3 月 14 日 (土) 15 時
と ころ 水戸京成ホテル 瑠璃の間

茨城県医師国民健康保険組合

目 次

組合会次第	1
I 報告事項	2
(1) 令和7年度経理状況報告について（監査報告）	3
II 議決事項	
議案第1号 茨城県医師国民健康保険組合給付改善準備金の 処分について	4
議案第2号 茨城県医師国民健康保険組合歳入歳出補正予算に ついて	5
議案第3号 茨城県医師国民健康保険組合規約の一部を改正す る規約について	7
議案第4号 令和8年度茨城県医師国民健康保険組合事業計画 について	10
議案第5号 令和8年度茨城県医師国民健康保険組合予算に ついて	21
(参 考)	
組合会議員名簿	46
組合役員名簿	47

組 合 会 次 第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 出席議員数報告

4 報 告 事 項

(1) 令和7年度経理状況報告について（監査報告）

5 議 決 事 項

議案第1号 茨城県医師国民健康保険組合給付改善準備金の処分について

議案第2号 茨城県医師国民健康保険組合歳入歳出補正予算について

議案第3号 茨城県医師国民健康保険組合規約の一部を改正する規約について

議案第4号 令和8年度茨城県医師国民健康保険組合事業計画について

議案第5号 令和8年度茨城県医師国民健康保険組合予算について

6 閉 会

I 報 告 事 項

(1) 令和7年度経理状況報告について (監査報告)

令和7年度予算現計款別表 (令和7年11月30日現在)

(歳入)

(単位：円)

款	予算現額	収入額	予算残額	執行率 (%)
1 国民健康保険料	1,162,638,000	763,678,000	398,960,000	65.7
2 一部負担金	2,000	0	2,000	0.0
3 使用料及び手数料	1,000	0	1,000	0.0
4 国庫支出金	124,291,000	89,525,000	34,766,000	72.0
5 前期高齢者交付金	1,000	0	1,000	0.0
6 出産育児交付金	373,000	218,138	154,862	58.5
7 県支出金	1,000	0	1,000	0.0
8 共同事業交付金	40,046,000	16,591,000	23,455,000	41.4
9 財産収入	1,646,000	455,668	1,190,332	27.7
10 繰入金	3,000	0	3,000	0.0
11 繰越金	76,075,000	76,075,000	0	100.0
12 諸収入	752,000	359,664	392,336	47.8
歳入合計	1,405,829,000	946,902,470	458,926,530	67.4

(歳出)

(単位：円)

款	予算現額	支出額	予算残額	執行率 (%)
1 組合会費	1,920,000	693,665	1,226,335	36.1
2 総務費	86,523,000	53,340,237	33,182,763	61.7
3 保険給付費	763,607,000	359,511,011	404,095,989	47.1
4 後期高齢者支援金等	270,422,000	157,387,694	113,034,306	58.2
5 前期高齢者納付金等	616,000	561,109	54,891	91.1
6 介護納付金	135,030,000	78,769,616	56,260,384	58.3
7 流行初期医療確保拠出金等	2,000	0	2,000	0.0
8 共同事業拠出金等	47,057,000	46,193,000	864,000	98.2
9 保健事業費	50,198,000	23,330,364	26,867,636	46.5
10 積立金	1,645,000	455,668	1,189,332	27.7
11 諸支出金	1,010,000	85,500	924,500	8.5
12 予備費	47,799,000	0	47,799,000	0.0
歳出合計	1,405,829,000	720,327,864	685,501,136	51.2

歳入歳出差引残額

226,574,606 円

監 査 報 告 書

令和7年度茨城県医師国民健康保険組合上半期分事業状況及び歳入歳出予算執行状況を関係諸帳簿、証拠書類等により慎重に監査したところ、収入支出とも正確にして規約・規則等に違反したところがなく妥当であることを確認いたしました。

令和7年12月10日

茨城県医師国民健康保険組合

監事

手島 研作 

監事

神代 有萌 

茨城県医師国民健康保険組合

理事長 松崎 信夫 殿

Ⅱ 議 決 事 項

議案第 1 号

給付改善準備金の処分について

令和 7 年度茨城県医師国民健康保険組合歳入予算に不足を生じる恐れ及び令和 8 年度歳入予算に不足を生じるため、充当財源として次のとおり積立金を処分して、令和 7 年度歳入予算に繰り出すものとする。

給付改善準備積立金

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| (1) 積立金残高（令和 8 年 1 月 31 日現在） | 4 8 1, 3 4 1, 4 2 6 円 |
| (2) 今回処分繰出高 | 4 8 1, 3 4 1, 4 2 6 円 |
| (3) 処分する理由 | |

令和 7 年度の療養費給付の増嵩及び高額療養費の発生状況並びに保険料収入の状況を踏まえると、令和 7 年度歳入予算に不足を生じる恐れがあること。

また、来年度予算編成にあたり、令和 8 年度歳入予算中における自己財源として 1 4 億 3, 2 7 7 万円の計上を要するところ、保険料その他の収入が 1 2 億 7, 7 7 1 万円の計上にとどまるため、当該財源不足の補填が必要となるもの。

令和 8 年 3 月 1 4 日提出

茨城県医師国民健康保険組合
理事長 松 崎 信 夫

令和 8 年 3 月 1 4 日議決

茨城県医師国民健康保険組合
議 長 笠 野 哲 夫

議案第 2 号

茨城県医師国民健康保険組合歳入歳出 補正予算について

茨城県医師国民健康保険組合歳入歳出補正予算を次のとおり定める。

(補正理由)

令和 7 年度の療養費支出の増嵩、高額医療費事案の発生状況及び令和 8 年度以降の財政状況等を踏まえ、給付改善準備金を繰り入れるもの。

令和 8 年 3 月 1 4 日 提出

茨城県医師国民健康保険組合
理事長 松 崎 信 夫

令和 8 年 3 月 1 4 日 議決

茨城県医師国民健康保険組合
議長 笠 野 哲 夫

(歳入)

単位；千円

款 項	目	補正前 の額	補正額	計	節	
					区分	金額
⑩. 繰入金		3	481,341	481,344		
1. 他会計繰 入金		3	481,341	481,344		
	2. 給付改善 準備金繰入 金	1	481,341	481,342	1. 繰入金	481,341
補正されなかった科目 に係る額		1,405,826	—	1,405,826		
歳入合計		1,405,829	481,341	1,887,170		

(歳出)

単位；千円

款 項	目	補正前 の額	補正額	計	節	
					区分	金額
⑫. 予備費		47,799	481,341	529,140		
1. 予備費		47,799	481,341	529,140		
	1. 予備費	47,799	481,341	529,140	—	—
補正されなかった科目 に係る額		1,358,030	—	1,358,030		
歳出合計		1,405,829	481,341	1,887,170		

議案第3号

茨城県医師国民健康保険組合規約の一部を 改正する規約について

茨城県医師国民健康保険組合規約の一部を改正する規約を次のとおり定める。

(改正理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、令和8年度から国に納付する子ども・子育て支援金の費用に充てるため、組合規約第16条に基づく保険料として子ども・子育て支援金費用分の組合員均等割保険料月額を定める。

令和8年3月14日 提出

茨城県医師国民健康保険組合
理事長 松崎 信夫

令和8年3月14日 議決

茨城県医師国民健康保険組合
議長 笠野 哲夫

茨城県医師国民健康保険組合規約の一部を改正する規約

茨城県医師国民健康保険組合規約（昭和34年8月1日施行）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である組合員又は組合員の世帯に属する被保険者につき算定した別表1の保険料賦課額表（四）

別表1中、保険料賦課額表（一）国民健康保険事業費用分の表中「17,000」を「16,000」に、「13,000」を「12,500」に、「7,500」を「7,200」に改め、次の表を加える。

保険料賦課額表（四）子ども・子育て支援金費用分

区 分	保険料月額
	円
第1種組合員均等割	1,000
准組合員均等割	500
世帯員均等割（1人）	300

付 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による改正後の16条の規定は、令和8年度以降の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

<参考>

茨城県医師国民健康保険組合規約新旧対照表

新	旧																																												
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第16条 組合員は、保険料（第6条の2に規定する准組合員及びその世帯に属する被保険者を含む。次号及び第19条において同じ。）として、該当する次の賦課額表の合算額を、組合に毎月納付しなければならない。</p> <p>(1) 国民健康保険事業に要する費用に充てるため組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した別表1の保険料賦課額表（一）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した別表1の保険料賦課額表（二）</p> <p>(3) 介護納付金の納付に要する費用に充てるため介護保険法第9条第2号に規定する被保険者につき算定した別表1の保険料賦課額表（三）</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である組合員又は組合員の世帯に属する被保険者につき算定した別表1の保険料賦課額表（四）</p> <p>(別表1) 保険料賦課額表（一） 国民健康保険事業費用分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>保険料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種組合員均等割</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>第2種組合員均等割</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>准組合員均等割</td> <td>12,500</td> </tr> <tr> <td>世帯員均等割（1人）</td> <td>7,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険料賦課額表（三） 介護納付金費用分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>保険料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種組合員均等割</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>准組合員均等割</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>世帯員均等割（1人）</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険料賦課額表（四） 子ども・子育て支援金費用分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>保険料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種組合員均等割</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>准組合員均等割</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>世帯員均等割（1人）</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 保険料賦課額表（一）及び（二）は、該当するすべての被保険者及び第2種組合員に適用する。 2 保険料賦課額表（三）は、40歳から64歳までの被保険者に適用する。 3 新たに加入した第1種組合員（規則で定める者を除く。）の当該年度内の所得割は、※印欄を適用する。</p>	区 分	保険料月額	第1種組合員均等割	16,000	第2種組合員均等割	5,000	准組合員均等割	12,500	世帯員均等割（1人）	7,200	区 分	保険料月額	第1種組合員均等割	5,500	准組合員均等割	5,000	世帯員均等割（1人）	2,500	区 分	保険料月額	第1種組合員均等割	1,000	准組合員均等割	500	世帯員均等割（1人）	300	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第16条 組合員は、保険料（第6条の2に規定する准組合員及びその世帯に属する被保険者を含む。次号及び第19条において同じ。）として、該当する次の賦課額表の合算額を、組合に毎月納付しなければならない。</p> <p>(1) 国民健康保険事業に要する費用に充てるため組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した別表1の保険料賦課額表（一）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した別表1の保険料賦課額表（二）</p> <p>(3) 介護納付金の納付に要する費用に充てるため介護保険法第9条第2号に規定する被保険者につき算定した別表1の保険料賦課額表（三）</p> <p>(別表1) 保険料賦課額表（一） 国民健康保険事業費用分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>保険料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種組合員均等割</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>第2種組合員均等割</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>准組合員均等割</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>世帯員均等割（1人）</td> <td>7,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険料賦課額表（三） 介護納付金費用分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>保険料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種組合員均等割</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>准組合員均等割</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>世帯員均等割（1人）</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 保険料賦課額表（一）及び（二）は、該当するすべての被保険者及び第2種組合員に適用する。 2 保険料賦課額表（三）は、40歳から64歳までの被保険者に適用する。 3 新たに加入した第1種組合員（規則で定める者を除く。）の当該年度内の所得割は、※印欄を適用する。</p>	区 分	保険料月額	第1種組合員均等割	17,000	第2種組合員均等割	5,000	准組合員均等割	13,000	世帯員均等割（1人）	7,500	区 分	保険料月額	第1種組合員均等割	5,500	准組合員均等割	5,000	世帯員均等割（1人）	2,500
区 分	保険料月額																																												
第1種組合員均等割	16,000																																												
第2種組合員均等割	5,000																																												
准組合員均等割	12,500																																												
世帯員均等割（1人）	7,200																																												
区 分	保険料月額																																												
第1種組合員均等割	5,500																																												
准組合員均等割	5,000																																												
世帯員均等割（1人）	2,500																																												
区 分	保険料月額																																												
第1種組合員均等割	1,000																																												
准組合員均等割	500																																												
世帯員均等割（1人）	300																																												
区 分	保険料月額																																												
第1種組合員均等割	17,000																																												
第2種組合員均等割	5,000																																												
准組合員均等割	13,000																																												
世帯員均等割（1人）	7,500																																												
区 分	保険料月額																																												
第1種組合員均等割	5,500																																												
准組合員均等割	5,000																																												
世帯員均等割（1人）	2,500																																												

議案第4号

令和8年度茨城県医師国民健康保険組合 事業計画について

令和8年度茨城県医師国民健康保険組合事業計画を別記のとおり定める。

令和8年3月14日 提出

茨城県医師国民健康保険組合
理事長 松崎 信夫

令和8年3月14日 議決

茨城県医師国民健康保険組合
議長 笠野 哲夫

(別 記)

令和8年度茨城県医師国民健康保険組合事業計画について

本組合では、被保険者の減少による保険料収入の減少及び国庫補助金等の削減などにより、収入は毎年減少している状況にある。一方、保険給付費は、医療費の高額化等により被保険者数は減少しているにもかかわらず増加している。

ここ数年は、組合員の皆様の御理解と御協力を頂き、令和元年度から5年間の保険料引き上げなどにより収支状況は改善しつつあったが、高額医療費の発生や保険給付費の増嵩などにより、今年度の組合財政は厳しい状況になりつつある。

令和8年度予算においても、被保険者数の減少に伴う保険料収入の減少傾向は継続すると見込まざるを得ない状況にある。加えて、保険給付費の動向についても、高額医療費発生への懸念や、診療報酬改定による影響などを留意する必要がある。

また、今年度から、後期高齢者支援金や介護納付金と同様に、国に代わって本組合が組合員から徴集して国へ納付する「子ども・子育て支援納付金」制度が開始する。納付金額は、来年度から3年間で段階的に引き上げられ、令和10年度から本格実施となる予定。このため、本来であれば来年度からの3年間、国への納付金額の増加に合わせて保険料も引き上げが必要になるところ。しかしながら、昨今の人件費や諸物価高騰に伴い医療機関の多くが厳しい経営環境にあることや、昨年度までの決算や積立金の状況など現時点で確定している組合財政状況を踏まえ、今年度は、新たに子ども・子育て支援金費用分の保険料区分は設けるものの、医療給付費分保険料と調整することで、実質的な月額保険料の総額は据え置きとすることとした。なお、18歳未満の世帯員等については、子ども・子育て支援金分の保険料は減免することとしたため、保険料総額は実質引き下げとなる。

以上のような保険料収入の状況、医療費の動向等を総合的に勘案して事業計画及び予算を編成した結果、令和8年度の当初予算は17億5,905万円となる。

なお、令和8年度半ばには、高額療養費の見直しに伴うシステム改修などが必要になるが、費用は全て国からの補助金で対応する。また、未就学児に係る子育て世帯の経済的負担軽減措置及び産前産後期間の保険料の減免措置については、引き続き国庫補助金を活用して実施していく。保健事業については、「茨城県医師国保組合第3期データヘルス計画(令和6年度～令和11年度)」に基づき、健康診断・人間ドックをはじめ、特定健康診査や特定保健指導、「いばらきヘルスロードを歩く会」の実施など、随時見直しに努めながら保健事業の広報啓発に努め、取組の一層の強化を図ることとした。併せて、従来、医師国民健康保険組合全体で取組が弱いと指摘されていた、ジェネリック医薬品利用の促進や重複・頻回受診や重複多剤処方のお知らせなど、適正受診の推進にも新たな取組を進めている。

1 歳入予算について

(1) 保険料

令和8年度は、子ども・子育て支援金費用分の保険料区分を新設した。一方で、諸情勢を踏まえ、月額保険料の総額を据え置きとなるよう医療給付費分均等割と調整することとした。そのうえで、今年度も被保険者の減少傾向が引き続くことを踏まえ、前年度比4.6%減の11億0,970万円の収入を見込んだ。

区 分	8年度予算	7年度予算	増 減	伸び率
医療給付費分保険料	7億1,974万円	7億7,436万円	▲5,462万円	▲7.1%
後期高齢者支援金分保険料	2億2,186	2億3,239	▲1,053	▲4.5
介護納付金分保険料	1億3,827	1億4,736	▲909	▲6.2
子ども・子育て支援金分保険料	2,167	-	2,167	21,670
後期高齢者組合員分保険料	816	852	▲36	▲4.2
合 計	11億0,970	11億6,263	▲5,293	▲4.6

注) 以下、「別記」の表において、収入については1万円未満切捨て、支出については1万円未満切上げを基本に掲載したため、表の合計が合わない場合がある。

(2) 国庫支出金

令和8年度の療養給付費全体の国庫補助金（後期高齢者支援金分、介護納付金分を含む。）は、336万円の減、前年度比3.2%の減を見込んでいる。

療養給付費分の一般被保険者に対する補助率は、平成28年度からの5年間、毎年3.8%逡減され令和2年度に13.0%となっている。加えて、令和6年度からは、特定被保険者の前期高齢者のうち3分の1の者の国庫補助は、所得水準に応じた保険者間の報酬調整により、所得水準の高い国保組合の補助金が13.0%から0%に減額されている。また、後期高齢者支援金と介護納付金については、特定被保険者に対する補助金の算定に総報酬割が適用され、所得の高い国保組合は特定被保険者分が支給対象外となるなど、本組合財政にとっては大変厳しい状況にある。

組合特別調整補助金としては、未就学児世帯への経済的負担軽減措置に対する補助金、産前産後期間の保険料の減免措置に対する補助金、高額療養費制度改正に伴うシステム改修と子ども・子育て支援金対応のシステム改修分を見込んだ。

国庫補助金全体では、1億2,070万円、令和7年度に比較し355万円、2.9%の減で計上した。

区 分	8年度予算	7年度予算	増 減	伸び率
事務費負担金分	343万円	373万円	▲30万円	▲8.0%
療養給付費分	8,262	8,206	56	0.68
後期高齢者支援金分	1,299	1,431	▲132	▲9.2
介護納付金分	593	853	▲260	▲30.5
出産育児一時金分	107	437	▲330	▲75.5
特定健康診査等分	203	203	0	0.0
高額医療費拠出金分	417	322	95	29.5
組合特別調整補助金分	426	351	75	21.4
社会保障・税番号制度システム整備分	420	249	171	68.7
合 計	1億2,070	1億2,425	▲355	▲2.9

2 歳出予算について

(1) 保険給付費

療養給付費は、過去5年間の受診件数と1件当たり費用額の実績推移に基づく推計と

今年度の診療報酬改定の影響などを踏まえ、前年度当初予算を1.9%上回る6億7,930万円とした。

高額療養費については、過去5年間の支給実績と最近の動向から、令和8年8月から予定されている自己負担限度額の引き上げを踏まえても、前年度より34.7%増の8,000万円を計上した。

その他の給付についても、過去5年間の実績に基づき算定し、出産育児諸費の出産育児一時金については、出産件数増加により前年度比28.6%増、葬祭諸費も前年度比11.5%増、傷病手当金も前年度比30.4%増の予算を計上した。

区 分	8年度予算	7年度予算	増 減	伸び率
療養給付費	6億7,930 万円	6億6,692 万円	1,238 万円	1.9 %
高額療養費	8,000	5,940	2,060	34.7
出産育児諸費	2,250	1,750	500	28.6
葬 祭 諸 費	340	305	35	11.5
傷病手当金	1,200	920	280	30.4

(2) 後期高齢者支援金・前期高齢者納付金

後期高齢者医療制度における後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金は、前々年度の精算返還分を含め支援金は2億7,955万円、前年度と比較し914万円、3.4%の増。納付金は0円と前年度と比較し61万円減とした。両者の合計は2億7,955万円となり、歳出総額の15.9%を占め組合財政の大きな負担となっている。

区 分	8年度予算	7年度予算	増 減	伸び率
後期高齢者支援金	2億7,955 万円	2億7,041 万円	914 万円	3.4 %
前期高齢者納付金	0	61	▲61	▲100.0

(3) 介護納付金

介護納付金は、全国ベースの1人当たり負担見込額に第2号被保険者数(40歳から64歳)を乗じて得た本年度概算分と、2年前の概算納付金から確定納付金を差し引いた精算分を合わせた額となる。概算分1人当たり単価は2年前比15,256円の伸び。前々年度精算分は3,477万円の減となるが、前年度を若干上回る1億3,979万円を計上した。

区 分	8年度予算	7年度予算	増 減	伸び率
当年度概算納付金	1億7,456 万円	1億7,428 万円	28 万円	0.2 %
前々年度精算分	▲3,477	▲3,925	448	11.4
合 計	1億3,979	1億3,503	476	3.5

(4) 保健事業費

保健事業費のうち疾病予防費は、インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンの接種補助について昨年度と同額を計上した。

このほか、ウォーキングによる被保険者の疾病予防・健康の保持増進とその機運を高めるために実施している「いばらきヘルスロードを歩く会」の費用を計上した。

その他、満88歳を迎える第2種組合員への米寿のお祝い関連は20万円の増、疾病予防費及び特定健診等事業費については、例年並みの費用を計上した。

区 分	8年度予算	7年度予算	増 減	伸び率
保 健 事 業 費	52 万円	25 万円	27 万円	108.0 %
疾 病 予 防 費	4,045	4,088	▲43	▲1.1
特定健診等事業費	912	908	4	0.4
合 計	5,008	5,021	▲13	▲0.3

(5) 共同事業拠出金

高額医療費共同事業における拠出金は、令和4年度から令和6年度の高額医療費実績に基づき推計し算出、前年度比6.6%減の4,397万円を計上した。

なお、1,000万円超の高額医療費については、令和5年度から1,000万円を超えた部分を100%補填する共同事業も併せて実施している。

	8年度予算	7年度予算	増 減	伸び率
共同事業拠出金	4,397 万円	4,706 万円	▲309 万円	▲6.6 %

(6) 総務費

総務費については、令和8年度半ばに高額療養費の見直しに伴うシステム改修などが必要になるが、大きな改修はなく前年度比2.0%減で計上した。

	8年度予算	7年度予算	増 減	伸び率
総 務 費	8,477 万円	8,653 万円	▲176 万円	▲2.0 %

3 事業計画

(1) 組合会の開催

通常組合会は、年2回招集する。

(2) 総務管理

① 理事会

事業計画・予算、決算に関する2回の理事会のほか、必要に応じて開催する。

② 監事による監査施行

前年度の決算及び当年度の中間監査を施行する。

③ 役員及び職員の研修

組合事業の運営に資するため、関係団体主催による研修会等に役員及び職員を積極的に参加させる。

④ 保険料及び保険給付等検討委員会

将来の安定した組合運営に向け、必要に応じ、組合会議員及び役員等で構成する保険料及び保険給付等検討委員会を開催し、理事長の諮問事項について検討する。

⑤ 保険料の賦課徴収

保険料は、確実な調査に基づき適正な賦課と組合員の協力を得て完全収納に努め、組合の健全財政の確立を図る。

⑥ 趣旨普及

ア 組合広報誌「ライフワークプラス～医師国保のしおり～」を発行するなど、組合事業の一層の広報啓発を図る。

イ 各種給付や最新の情報を詳細に提供するため、組合ホームページの一層の充実を図る。

ウ 適正受診の促進等を図るため、時宜に応じた広報のほか、医療費通知、重複・頻回受診、重複多剤処方の可能性のある場合の通知や、ジェネリック医薬品利用差額通知などを実施。

エ 郡市医師会に対し組合関係事務経費の一助として、次表のとおり支部交付金を交付する。

組合員数割（1人当たり500円）

人 数	金 額
25人まで	10,000円
26人から 50人	20,000円
51人から 75人	30,000円
76人から 100人	40,000円
100人超	50,000円

(3) 保険給付

① 療養給付

第1種組合員、准組合員及び世帯員が医療機関等にかかった場合、医療費をはじめ様々な給付（入院・入院外・歯科・調剤・訪問看護）を行う。

ア 給付割合 被保険者全員7割給付

ただし、前期高齢者（一般該当）と小学校入学前の被保険者を除く。入院中の食事代は別途負担。

イ 療養の給付（診療、薬剤等の現物給付）

ウ 療養費（上記以外の診療費、柔道整復師施術料、あんま・はり・きゅう等施術料、その他治療用装具料等の現金給付）

エ 海外療養費（海外で診療を受けた場合）

② 高額療養費

ア 同じ月に医療機関で支払った額が、次の表により算出した額を超えた場合超えた部分を支給する。

【70歳未満の被保険者】（令和8年7月まで）

（単独支給）

所得要件	限度額 (円)	
901万円超	$252,600 + (\text{総医療費} - 842,000) \times 1\%$	〈多数回該当：140,100〉
600万円～901万円未満	$167,400 + (\text{総医療費} - 558,000) \times 1\%$	〈多数回該当：93,000〉
210万円～600万円未満	$80,100 + (\text{総医療費} - 267,000) \times 1\%$	〈多数回該当：44,400〉
210万円以下	57,600	〈多数回該当：44,400〉
住民税非課税	35,400	〈多数回該当：24,600〉

【70歳以上の被保険者】(令和8年7月まで)

(単独支給)

所得要件	限度額 (円)	
690万円超	$252,600 + (\text{総医療費} - 842,000) \times 1\%$	〈多数回該当：140,100〉
380万円～690万円未満	$167,400 + (\text{総医療費} - 558,000) \times 1\%$	〈多数回該当：93,000〉
145万円～380万円未満	$80,100 + (\text{総医療費} - 267,000) \times 1\%$	〈多数回該当：44,400〉
145万円未満	(外来) 18,000 (入院) 57,600	〈多数回該当：44,400〉
低所得	(外来) 8,000	入院 II 24,600
		入院 I 15,000

【70歳未満の被保険者】(令和8年8月から)

(単独支給)

所得要件	限度額 (円)	
901万円超	$270,300 + (\text{総医療費} - 842,000) \times 1\%$	〈多数回該当：140,100〉 年間上限：1,680,000円
600万円～901万円未満	$179,100 + (\text{総医療費} - 558,000) \times 1\%$	〈多数回該当：93,000〉 年間上限：1,110,000円
210万円～600万円未満	$85,800 + (\text{総医療費} - 267,000) \times 1\%$	〈多数回該当：44,400〉 年間上限：530,000円
210万円以下	61,500	〈多数回該当：44,400〉 年間上限：530,000円
住民税非課税	36,900	〈多数回該当：24,600〉 年間上限：290,000円

【70歳以上の被保険者】(令和8年8月から)

(単独支給)

所得要件	限度額 (円)	
690万円超	$270,300 + (\text{総医療費} - 842,000) \times 1\%$	〈多数回該当：140,100〉 年間上限：1,680,000円
380万円～690万円未満	$179,100 + (\text{総医療費} - 558,000) \times 1\%$	〈多数回該当：93,000〉 年間上限：1,110,000円
145万円～380万円未満	$85,800 + (\text{総医療費} - 267,000) \times 1\%$	〈多数回該当：44,400〉 年間上限：530,000円
145万円未満	(外来) 22,000 (入院) 61,500	〈多数回該当：44,400〉 年間上限：216,000円
低所得	(外来) 8,000	入院 II 25,700
		入院 I 15,700

イ 同一世帯内で同じ月に一部負担金「(70歳未満の場合、21,000円以上)」を支払った者が複数いた場合、その合算額が上の表の式により算出した額を超えた場合、超えた部分を支給する。(世帯合算)

ウ 12 か月の間に 4 回以上高額療養費が支給される場合、4 回目からは上の表の区分により支給する。
(通算多数該当)

エ 厚生労働大臣の指定する特定疾病(血友病、H I V 感染症や人工透析が必要な慢性腎不全)の場合には、組合が発行する「特定疾病療養受療証」を提示すれば、所得に応じ 1 か月 10,000 円又は 20,000 円以内の自己負担となる。(特定疾病療養)

オ 被保険者が療養を受ける場合、マイナ保険証、または申請により交付された「限度額適用認定証」を提示すれば、一定の限度額以上の窓口負担は不要となる。
(限度額適用認定)

③ 高額医療・高額介護合算療養費

被保険者が 1 年間に支払った医療保険・介護保険の自己負担額が一定の基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する。

④ 移送費

負傷、疾病等により移動が困難な患者が医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて移送された場合に、現に要した費用を限度として支給する。

⑤ 出産育児一時金

第 1 種組合員、准組合員及び世帯員が出産した場合に、出産育児一時金を支給する。
1 児につき 500,000 円

⑥ 葬祭費

第 1 種組合員、准組合員及び世帯員が死亡した場合に、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費を支給する。

・第 1 種組合員の死亡について 1 件につき 300,000 円
(主組合員が発病後 14 日以内に死亡の場合 100,000 円加算)

・准組合員及び世帯員について 1 件につき 100,000 円

⑦ 葬祭見舞金

第 2 種組合員が死亡した場合に、その者の葬祭を行う者に対し葬祭見舞金を支給する。
1 件につき 250,000 円
(主組合員が発病後 14 日以内に死亡の場合 100,000 円加算)

⑧ 死亡弔慰金

死亡前 60 日以内に療養の給付を受けないで第 1 種組合員、主組合員の世帯員である配偶者又は直系尊属が死亡した場合、20 万円を支給する。

⑨ 傷病手当金・見舞金

第 1 種組合員が療養の給付等に係る療養又は介護保険法の規定に基づく所定の介護サービスを受けるために医業に従事することができないときに傷病手当金を支給する。また、第 2 種組合員、准組合員及び組合員の世帯員(父母・配偶者)が療養の給付等に係る療養のために入院加療したときに傷病見舞金を支給する。

区 分	対象者	支給日額	支給限度 期 間	摘 要
傷病手当金	第 1 種組合員	8,000 円	360 日	傷病による休業 15 日以上初日から適用
傷病見舞金	第 2 種組合員	2,000 円	120 日 (同一疾病 90 日)	傷病による入院療養期間(居宅療養も適用) 15 日以上初日から適用・他疾病 30 日追加
	准 組 合 員	2,000 円	〃	傷病による入院療養期間 15 日以上初日から適用・他疾病 30 日追加
	組 合 員 の 父 母・配偶者(世 帯員)	2,000 円	〃	傷病による入院療養期間(居宅療養も適用) 15 日以上初日から適用・他疾病 30 日追加

⑩ 未就学児に係る子育て世帯の経済的負担軽減措置

未就学児に係る子育て世帯の経済的負担軽減のため、令和 8 年 11 月末日現在の対象世帯について、未就学児 1 人に付き 12,000 円/年を当該世帯の 12 月分保険料から軽減する。

⑪ 産前産後期間の保険料の減免措置

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援のため、出産する予定、又は出産した被保険者の産前産後期間の保険料について、出産予定日又は出産日が属する月の前月から 4 か月間(多胎の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間)減免する。

(4) 保健事業

① 健康診断・特定健康診査・特定保健指導の実施

健康診断・人間ドックと併せて、生活習慣病の予防・改善のための特定健康診査・特定保健指導を実施し、当該費用を助成する。特に、組合員及び組合員の配偶者については、茨城県メディカルセンターでの年 3 回の日曜健診(人間ドック)を実施する。

また、実施率が低迷している特定保健指導については、自己負担を無料にし、実施機関として公益社団法人茨城県栄養士会を加えるなど実施率の向上を図ってきた。

さらに、令和 6 年度から「茨城県医師国民健康保険組合第 3 期データヘルス計画(計画期間：令和 6 年度～令和 11 年度)」に基づき、引き続き、健康診断・人間ドック、特定健康診査、特定保健指導の一層の広報啓発に努めるとともに、特に受診率が低迷している特定保健指導については実施機関を更に増やすなど、より指導を受け易い体制づくりに努める。

【健康診断助成額】

区 分	助成限度額	年齢制限
組合員とその配偶者 第 2 種 組 合 員	45,000 円	な し
准 組 合 員	30,000 円	40 歳以上 74 歳までの方

② 長寿組合員の表彰

20 年以上被保険者であり令和 9 年内に 88 歳(米寿)に達する組合員に対し、永年の功績を称え表彰し記念品を贈呈する。

- ③ インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチン接種補助
全被保険者（市町村から補助を受ける者を除く。）が対象のインフルエンザワクチン及び新型コロナワクチン接種費用に対し助成する。
- ・年度内1人1回限り2,000円
- ④ 育児情報誌「赤ちゃんと！」の配布
出産した被保険者に対し、育児情報誌「赤ちゃんと！」を1年間配布する。
- ⑤ いばらきヘルスロードを歩く会
ウォーキングによる被保険者の疾病予防・健康の保持増進とその機運を高めるため、茨城県で指定している県内各地のヘルスロードを活用し、「いばらきヘルスロードを歩く会」を実施する。
- ・時 期：年1回
 - ・対象者：組合加入者

(5) 令和8年度茨城県医師国民健康保険組合法令遵守のための実践計画

令和8年度茨城県医師国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)
のための実践計画

1 法令遵守マニュアル等の策定

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守(コンプライアンス)のため組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。

- ① 法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。
- ② 法令遵守マニュアルに基づく具体的な業務扱い要領(冊子)を作成し、全ての役職員に配布する。

2 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

- ① 組合会議決書により、法令遵守の周知を行う。
- ② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するための研修を実施する。

3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施するとともに、財務取扱規程に基づく業務は複数の職員により執行することとする。

4 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。

- ① 役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事に速やかに報告すること。
- ② 法令遵守担当理事は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告すること。
- ③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5 不祥事故への対応体制

役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。

- ① 法令遵守担当理事は、規約、規則に則り、理事会に報告すること。
- ② 理事長は、法令等に従い茨城県知事に報告するとともに、法令遵守担当理事とともに適切な調査を行うこと。

6 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

議案第5号

令和8年度茨城県医師国民健康保険組合 予算について

令和8年度茨城県医師国民健康保険組合予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出額)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,759,046千円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、第1表「令和8年度歳入歳出予算書」による。
(歳出予算の流用)
- 2 国民健康保険法施行令第15条第3項の規定により、歳出予算各項の金額を流用する場合は次のとおりとする。
 - (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項間の流用
(歳出予算の予備費からの充当)
- 3 国民健康保険法施行令第17条第1項の規定により、予算超過の支出又は予算外の支出に充てる必要があるときは、予備費から充当するものとする。

令和8年3月14日 提出

茨城県医師国民健康保険組合
理事長 松崎 信夫

令和8年3月14日 議決

茨城県医師国民健康保険組合
議長 笠野 哲夫

(第1表)

令和8年度歳入歳出予算書(案)

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
① 国民健康保険料		1,109,718
	1. 国民健康保険料	1,109,718
② 一部負担金		2
	1. 一部負担金	2
③ 使用料及び手数料		1
	1. 手数料	1
④ 国庫支出金		119,669
	1. 国庫負担金	3,438
	2. 国庫補助金	116,231
⑤ 前期高齢者交付金		1
	1. 前期高齢者交付金	1
⑥ 出産育児交付金		1,078
	1. 共同事業交付金	1,078
⑦ 県支出金		1
	1. 県補助金	1
⑧ 共同事業交付金		43,969
	1. 共同事業交付金	43,969
⑨ 財産収入		1,039
	1. 財産運用収入	1,038
	2. 財産売却収入	1
⑩ 繰入金		3
	1. 他会計繰入金	3
⑪ 繰越金		481,341
	1. 繰越金	481,341
⑫ 諸収入		2,224
	1. 延滞金及び過怠金	2
	2. 預金利子	2,000
	3. 雑入	222
歳入合計		1,759,046

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
① 組合会費		2,360
	1. 組合会費	2,360
② 総務費		84,770
	1. 総務管理費	80,270
	2. 徴収費	1,516
③ 保険給付費		805,388
	1. 療養諸費	687,476
	2. 高額療養費	80,000
	3. 移送費	1
	4. 出産育児諸費	22,511
	5. 葬祭諸費	3,400
	6. 傷病手当金	12,000
④ 後期高齢者支援金等		279,564
	1. 後期高齢者支援金等	279,564
⑤ 前期高齢者納付金等		12
	1. 前期高齢者納付金等	12
⑥ 介護納付金		139,784
	1. 介護納付金	139,784
⑦ 流行初期医療確保 拠出金等		2
	1. 流行初期医療確保拠出金	2
⑧ 子供・子育て支援 納付金		24,786
	1. 子供・子育て支援納付金	24,786
⑨ 共同事業拠出金		43,974
	1. 共同事業拠出金	43,974
⑩ 保健事業費		50,079
	1. 特定健康診査等事業費	9,120
	2. 保健事業費	40,959
⑪ 積立金		1,038
	1. 積立金	1,038
⑫ 諸支出金		1,010
	1. 償還金及び還付加算金	1,010
⑬ 予備費		326,279
	1. 予備費	326,279
歳出合計		1,759,046

令和 8 年度歳入歳出予算事項別明細書

茨城県医師国民健康保険組合

1 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 国民健康保険料	1,109,718	1,162,638	△ 52,920
2 一部負担金	2	2	0
3 使用料及び手数料	1	1	0
4 国庫支出金	119,669	124,290	△ 4,621
5 前期高齢者交付金	1	1	0
6 出産育児交付金	1,078	373	705
7 県支出金	1	1	0
8 共同事業交付金	43,969	40,046	3,923
9 財産収入	1,039	1,646	△ 607
10 繰入金	3	3	0
11 繰越金	481,341	76,075	405,266
12 諸収入	2,224	752	1,472
歳入合計	1,759,046	1,405,828	353,218

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳	
				国庫支出金	一般財源
1 組合会費	2,360	1,920	440	0	2,360
2 総務費	84,770	86,523	△ 1,753	8,046	76,724
3 保険給付費	805,388	763,606	41,782	86,482	718,906
4 後期高齢者支援金等	279,564	270,422	9,142	12,995	266,569
5 前期高齢者納付金等	12	616	△ 604	0	12
6 介護納付金	139,784	135,030	4,754	5,934	133,850
7 流行初期医療確保 拠出金等	2	2	0	0	2
8 子供・子育て支援 金	24,786	0	24,786	1	24,785
9 共同事業拠出金	43,974	47,057	△ 3,083	4,179	39,795
10 保健事業費	50,079	50,198	△ 119	2,032	48,047
11 積立金	1,038	1,645	△ 607	0	1,038
12 諸支出金	1,010	1,010	0	0	1,010
13 予備費	326,279	47,799	278,480	0	326,279
歳出合計	1,759,046	1,405,828	353,218	119,669	1,313,098

2 歳入

(単位：千円)

(款) 1. 国民健康保険料		(項) 1. 国民健康保険料		節		説明
目	本年度予算額	前年度予算額	比較	区分	金額	
1. 国民健康保険料	1,109,718	1,162,638	△ 52,920	1. 医療給付費分	719,749	保険料収入見込額 719,749,600 円
				2. 後期高齢者支援金分	221,860	保険料収入見込額 221,860,000 円
				3. 介護納付金分	138,270	保険料収入見込額 138,270,000 円
				4. 子ども・子育て支援納付金分	21,674	保険料収入見込額 21,674,400 円
				5. 後期高齢者組合員分	8,160	保険料収入見込額 8,160,000 円
				6. 医療給付費分	1	
				7. 後期高齢者支援金分	1	
				8. 介護納付金分	1	
				9. 子ども・子育て支援納付金分	1	
				10. 後期高齢者組合員分	1	
2. 一部負担金		1. 一部負担金				
1. 一部負担金	2	2	0	1. 現年分	1	
				2. 滞納繰越分	1	
3. 使用料及び手数料		1. 手数料				
1. 督促手数料	1	1	0	1. 督促手数料	1	
4. 国庫支出金		1. 国庫負担金				
1. 事務費負担金	3,438	3,734	△ 296	1. 現年度分	3,437	事務費負担金交付見込額 3,437,182 円
				2. 過年度分	1	

4. 国庫支出金		2. 国庫補助金				
1. 療養給付費等補助金等	101,552	104,911	△ 3,359	1. 療養給付費補助金	82,621	82,621,085 円
				2. 後期高齢者支援金補助金	12,995	12,995,382 円
				3. 病床転換支援金補助金	1	1,000 円
				4. 介護納付金補助金	5,934	5,934,303 円
				5. 子ども・子育て支援納付金補助金	1	1,000 円
2. 高額医療費共同事業補助金	4,179	7,597	△ 3,418	1. 高額医療費共同事業補助金	4,179	4,179,000 円
3. 特定健康診査等補助金	2,032	2,032	0	1. 特定健康診査等補助金	2,032	2,032,000 円
4. 組合特別調整補助金	4,264	3,516	748	1. 組合特別調整補助金	4,264	産前産後期間保険料減額分補助金 2,856,000 円 未就学児世帯への経済的負担軽減補助金 1,188,000 円 コクホラインシステム改修費 220,000 円
5. 国保災害臨時特例補助金	1	1	0	1. 一部負担金減免損失補填	1	1,000 円
6. 社会保障・税番号制度システム整備補助金	4,202	2,499	1,703	1. 社会保障・税番号制度システム整備補助金	4,202	システム改修費用 4,202,000 円
7. 子ども・子育て支援事業費補助金	1	1	0	1. 子ども・子育て支援事業費補助金	1	1,000 円

5. 前期高齢者交付金		1. 前期高齢者交付金				
1.	前期高齢者交付金	1	1	0	1. 限年度分	1
					2. 過年度分	1

6. 出産育児交付金		1. 出産育児交付金					
1.	出産育児交付金	1,078	373	705	1. 出産育児交付金	1,078	1,078,950 円

7. 県支出金		1. 県補助金				
1.	特定健康診査等補助金	1	1	0	1. 特定健康診査等補助金	1

8. 共同事業交付金		1. 共同事業交付金					
1.	高額医療費共同事業交付金	43,969	40,046	3,923	1. 高額医療費共同事業交付金	43,969	43,969,000 円

9. 財産収入		1. 財産運用収入				
1. 利子及び配当金	1,038	1,645	△ 607	1. 特別積立金利子	603	603,000 円
				2. 給付費等支払準備金利子	331	331,000 円
				3. 給付改善準備金利子	0	0 円
				4. 役員退職死亡給与積立金利子	104	104,000 円

9. 財産収入		2. 財産売払収入				
1. 物品売払収入	1	1	0	1. 物品売払収入	1	

10. 繰入金		1. 他会計繰入金				
1. 給付費等支払準備金繰入金	1	1	0	1. 繰入金	1	
2. 給付改善準備金繰入金	1	1	0	1. 繰入金	1	
3. 役員退職死亡給与積立金繰入金	1	1	0	1. 繰入金	1	

11. 繰越金		1. 繰越金				
1. 繰越金	481,341	76,075	405,266	1. 繰越金	481,341	

12. 諸収入		1. 延滞金及び過怠金				
1. 延滞金	1	1	0	1. 延滞金	1	
2. 過怠金	1	1	0	1. 過怠金	1	

12. 諸収入		2. 預金利子				
1. 預金利子	2,000	528	1,472	1. 預金利子	2,000	普通預金利子

12. 諸収入		3. 雑入				
1. 雑入	221	221	0	1. 雑入	1	
				2. 労働保険料被保険者負担分	220	職員給料より差引分
2. 第三者納付金	1	1	0	1. 第三者納付金	1	損害賠償保険金等返還金

3 歳出

(単位：千円)

(款) 1. 組合会費		(項) 1. 組合会費		本年度の財源				節		説明	
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	特定財源			一般財源	区分	金額		
				国庫 支出金	組合債	その他					
1. 組 合 会 費	2,360	1,920	440	0	0	0	2,360	1. 報 酬	150	議長 副議長 計	100,000 50,000 150,000 円
								8. 報 償 費	1		
								9. 旅 費	1,322	議員 @15,000×32人×2回 役員 @18,100×10人×2回 計	960,000 362,000 1,322,000 円
								11. 需 用 費	417	食糧費 56,870 円 会議用ドリンク代 @605×47人×2回 56,870 円 消耗品費 360,000 円 記念品代 @10,000×32人 320,000 円 写真代 40,000 円 計	416,870 円
								12. 役 務 費	150	通信運搬費 150,000 円 組合会議招集及び事務連絡用郵送料 葉書	70,000 80,000 計 150,000 円
								14. 使 用 料 及 び 借 賃 料	320	会議室使用料等 @160,000×2	320,000 円 計 320,000 円

2. 総務費		1. 総務管理費								説明	
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較					区分	金額		
				国庫 支出金	組合債	その他					
								1. 報 酬	8,120	役員報酬 @600,000×12カ月 7,200,000 理事 @300,000×2人 600,000 監事 検討委員報酬 320,000 検討委員 @8,000×10人×4回 計	8,120,000 円
								2. 給 料	20,880	職員給料(5名分) 1,740,000×12カ月	20,880,000 円 計 20,880,000 円
								3. 職 員 手 当	16,134	扶養手当 54,000×12カ月 648,000 地域手当 170,000×12カ月 2,040,000 通勤手当 150,000×12カ月 1,800,000 時間外手当 30,000×12カ月 360,000 管理職手当 100,000×12カ月 1,200,000 住居手当 28,000×12カ月 336,000 賞 与 9,750,000 計	16,134,000 円

										健康保険料・厚生年金保険料 手当拠出金組合負担分含め)	(児童	5,700,000
									7,820	労働保険料		660,000
										役員傷害保険料 (@30,000×10人)		300,000
										福利厚生費		1,160,000
										計		7,820,000 円
									5.	損害補償費	1	
									6.	退職金	1	
									7.	賃金	1	
										役員費用弁償	3,266,000	円
										理事会	@26,000×10人×7回	1,820,000
										業務執行	@30,000×12回	360,000
										関プロ連絡協議会(千葉)	@38,000×5人	190,000
										全医連全体協議会(秋田)	@102,000×5人	510,000
										全協総会(広島)	@86,000×1人	86,000
										全協関プロ(書面開催)		0
										その他の研修等・会議		300,000
									4,212	職員普通旅費	946,000	円
										関プロ連絡協議会(千葉)	@24,000×3人	72,000
										全医連全体協議会(秋田)	@67,000×3人	201,000
										全協関プロ(書面開催)		0
										全協総会(広島)	@62,000×2人	124,000
										関プロ事務長会(栃木)	@33,000×3人	99,000
										その他の研修・会議	@15,000×30	450,000
										計		4,212,000 円
									10.	交際費	500	計 500,000 円
										渉外慶弔費		計 500,000 円
										消耗品費	1,470,000	円
										コピー管理費用	@95,000×12	1,140,000
										参考資料代		130,000
										事務用品・パソコン用品等		200,000
										食糧費	600,000	円
										理事会食事代等		150,000
										移動理事会費用(納涼会含め)		350,000
										その他		100,000
										燃料費	60,000	円
										公用車ガソリン代		60,000
										計		2,130,000 円
1. 一般管理費	79,397	79,896	△ 499	6,087	0	0	73,310			通信運搬費	156,000	円
										理事会招集及び事務連絡用郵送料		60,000
										電話・ファックス使用料	@8,000×12カ月	96,000
										手数料	2,359,526	円
										ホームページ変更手数料		100,000
										共同電算処理業務手数料	@396.55×3,650	1,447,408
										レセプト管理システム手数料		161,238
										レセプト二次点検業務手数料		390,880
										残高証明手数料・給与等振込手数料		30,000
										マイナンバー情報提供手数料		10,000
										KDB補完システム維持管理費負担金		120,000
										その他		100,000
										計		2,515,526 円

								13. 委託料	4,979	国保システム年額保守料 1,425,600 マイナンバー管理システム保守料 1,425,600 国保ラインシステム年額保守料 130,000 給与じまんDX保守料 60,000 プリンター保守料 65,000 ビートボックス保守料 262,000 オフィスあんしん光優待保守料 70,000 医師国保サーバー等優待保守料 36,000 I T E Serverサブ保守料 585,000 ネットワークストレージ (NAS) 保守料 100,000 バックアップSWあんしんバック 318,890 その他 500,000 計 4,978,090 円
								14. 使用料及び賃借料	3,429	ZOOM・サイボウズ年額使用料 175,000 マイナンバー回線使用料 @14,000×12カ月 168,000 マイナンバー中間サーバー運営負担金及び使用料 175,000 I B B N回線使用料 @33,000×12カ月 396,000 パソコン(振込)使用料 @5,500×12カ月 66,000 経理システム使用料 @11,000×12カ月 132,000 事務室借上料 1,455,960 公用車リース 420,000 ホームページ使用料 66,000 N H K受信料 15,000 タクシー代 130,000 会議室使用料 50,000 高速道路使用料 30,000 その他 150,000 計 3,428,960 円
								18. 備品購入費	4,203	システム改修費用 4,202,440 計 4,202,440 円
								19. 負担金補助及び交付金	4,471	全医連会費 975,250 (被保険者3,901人×@250) 全医連全体協議会分担金 350,000 全医連全体協議会参加負担金 1,260,000 (@20,000×9人 その他負担金1,080,000) 関プロ連絡協議会参加負担金 420,000 (@25,000×8人 その他負担金220,000) 関プロ事務長連絡会参加負担金 190,000 (@30,000×3人 その他負担金100,000) 全協会費・負担金 550,000 全協関プロ支部会費・負担金 12,000 国保組合連絡協議会負担金 250,000 社会保険協会会費 3,600 公社等連絡協議会負担金 60,000 その他会議等負担金 400,000 計 4,470,850 円
2. 連合会負担金	873	890	△ 17	0	0	0	873	19. 負担金補助及び交付金	873	県国保連合会負担金 840,488 円 平等割 473,000 被保険者割 (@96×3,828人) 367,488 求償事務負担金 22,000 円 求償事務手数料 10,000 円 計 872,488 円

2. 総務費			2. 徴収費							
1. 賦課徴収費	1,516	1,516	0	148	0	0	1,368	7. 賃金	1	
								9. 旅費	1	
								11. 需用費	130	印刷製本費 シーラー紙他 120,000 円 120,000 消耗品費 コピー用紙 10,000 円 10,000 計 130,000 円
								12. 役務費	1,384	通信運搬費 保険料振替代行手数料 @85,000×12カ月 1,020,000 納額通知書等発送料 @110×2,400 264,000 保険料納付済証明書発送料 100,000 計 1,384,000 円

2. 総務費			3. 趣旨普及費							
1. 趣旨普及費	2,984	4,221	△ 1,237	0	0	0	2,984	8. 報償費	1	
								9. 旅費	1	
								11. 需用費	680	印刷製本費 資格確認書 0 医師国保のしおり等 300,000 封筒・諸用紙 200,000 消耗品費 180,000 円 180,000 資格確認書カードケース 0 ジェネリック希望等シール @40×2,000 80,000 コピー用紙等（給付一覧表等） 100,000 計 680,000 円
								12. 役務費	1,370	通信運搬費 加入者通知書送料 100,000 資格確認書送料 270,000 資格情報のお知らせ送料 100,000 その他事務連絡用 900,000 計 1,370,000 円
								14. 使用料及び賃借料	1	会場借上料
								19. 負担金補助及び交付金	931	支部(都市医師会)交付金 規模別補助金 480,000 組合員割 @500×902人 451,000 計 931,000 円

3. 保険給付費			1. 療養諸費									
1. 療養給付費	679,294	666,922	12,372	85,886	0	0	593,408	19. 負担金補助及び交付金	679,294	療養給付費 件数 48,860件 組合負担率 70% 1件当費用額 19,725円 食事療養費 日数 786/回 1回当費用額 670 訪問看護 対象日数 15日/月 1回当費用額 25,000	674,634,000	1,509,120
2. 療養費	4,725	4,002	723	596	0	0	4,129	19. 負担金補助及び交付金	4,725	療養費 (750件)	計	4,725,000 円
3. 審査支払手数料	3,457	3,520	△ 63	0	0	0	3,457	12. 役務費	3,457	手数料 @69×(48,860件+750件) 電算処理システム手数料 @0.68×48,860件	3,423,090	33,225
											計	3,456,315 円

3. 保険給付費			2. 高額療養費									
1. 高額療養費	80,000	59,400	20,600	0	0	0	80,000	19. 負担金補助及び交付金	80,000	高額療養費 (800件)	計	80,000,000 円

3. 保険給付費			3. 移送費									
1. 移送費	1	1	0	0	0	0	1	19. 負担金補助及び交付金	1			

3. 保険給付費			4. 出産育児諸費										
1. 出産育児一時金	22,511	17,511	5,000	0	0	0	22,511	12. 役務費	11	出産育児一時金事務費手数料	11,000 円		
									19. 負担金補助及び交付金	22,500	出産育児一時金(45件)	計	22,500,000 円

3. 保険給付費			5. 葬祭諸費									
1. 葬祭費	3,400	3,050	350	0	0	0	3,400	19. 負担金補助及び交付金	3,400	葬祭費 (12件) 葬祭費加算金(1件)	計	3,400,000 円

3. 保険給付費			6. 傷病手当金									
1. 傷病手当金	12,000	9,200	2,800	0	0	0	12,000	19. 負担金補助及び交付金	12,000	傷病手当金 (1,250日) 傷病見舞金(1,000日)	計	12,000,000 円

4. 後期高齢者支援金等			1. 後期高齢者支援金等									
1. 後期高齢者支援金	279,548	270,405	9,143	12,995	0	0	266,553	19. 負担金補助及び交付金	279,548			
2. 後期高齢者関係事務費拠出金	15	16	△ 1	0	0	0	15	19. 負担金補助及び交付金	15			
3. 出産育児関係事務費拠出金	1	1	0	0	0	0	1	19. 負担金補助及び交付金	1			

5. 前期高齢者納付金等			1. 前期高齢者納付金等								
1. 前期高齢者納付金	0	603	△ 603	0	0	0	0	0	19. 負担金補助及び交付金	0	
2. 前期高齢者関係事務費拠出金	12	13	△ 1	0	0	0	12	19. 負担金補助及び交付金	12		

6. 介護納付金			1. 介護納付金								
1. 介護納付金	139,784	135,030	4,754	5,934	0	0	133,850	19. 負担金補助及び交付金	139,784	令和8年度概算分 ① 第2号被保険者見込数 1,944人 ② 1人当たり納付見込額 89,791円 6年度精算分 6年度調整額 計	①×②= 174,553,704 △ 34,430,211 △ 339,746 139,783,747 円

7. 流行初期医療確保拠出金等			1. 流行初期医療確保拠出金等								
1. 流行初期医療確保拠出金	1	1	0	0	0	0	1	19. 負担金補助及び交付金	1		
2. 流行初期医療確保関係事務費拠出金	1	1	0	0	0	0	1	19. 負担金補助及び交付金	1		

8. 子ども・子育て支援納付金			1. 子ども・子育て支援納付金								
1. 子ども・子育て支援納付金	24,786	0	24,786	1	0	0	24,785	19. 負担金補助及び交付金	24,786		

9. 共同事業拠出金等			1. 共同事業拠出金								
1. 高額医療費共同事業拠出金	43,969	47,037	△ 3,068	4,179	0	0	39,790	19. 負担金補助及び交付金	43,969		
2. 高額医療費共同事業事務費拠出金	5	20	△ 15	0	0	0	5	19. 負担金補助及び交付金	5		

10. 保健事業費			1. 特定健康診査等事業費								
1. 特定健康診査等事業費	9,120	9,075	45	2,032	0	0	7,088	9. 旅 費	1	事務連絡	
								11. 需用費	30	消耗品費 30,000 円 コピー用紙	30,000 円
								12. 役員費	215	通信運搬費 105,500 円 健診通知送料 @100×500通 50,000 健診予約申込み後納郵便代 @111×500枚 55,500 手数料 108,800 円 特定健診情報提供手数料 @2,000×10件 20,000 特定健康診査等データ管理システム手数料 @74×1,200人 88,800 計 214,300 円	
								19. 負担金補助及び交付金	8,874	特定健診・保健指導料 8,440,000 円 特定健診料 @6,825×1,200人 8,190,000 特定保健指導 @25,000×10人 250,000 特定健康診査等データ管理システム負担金 433,816 円 保険者等割 385,216 被保険者数割 (@18×2,700人) 48,600 計 8,873,816 円	

10. 保健事業費			2. 保健事業費								
1. 保健事業費	513	250	263	0	0	0	513	8. 報 償 費	250	満88歳組合員に対し記念品贈呈(5名分)	
								9. 旅 費	1	事務連絡	
								11. 需用費	19	消耗品費 19,000 円 表彰状用額縁 @3,000×5人 15,000 その他 4,000 計 19,000 円	
								12. 役員費	15	表彰状名入れ手数料 @3,000×5人 15,000 計 15,000 円	
								14. 使用料及び借	10	高速道路使用料	
								19. 負担金補助及び交付金	218	赤ちゃんと! @4,837×45件 217,665 計 217,665 円	

10. 保健事業費			2. 保健事業費										
2. 疾病予防費	40,446	40,873	△ 427	0	0	0	40,446	1. 報酬	30	講師(歩く会)	30,000 円		
								9. 旅費	150	歩く会 1回分			
								11. 需用費	216	印刷製本費	40,000	円	40,000
										封筒			
										消耗品費	56,000	円	40,000
歩く会備品等 コピー用紙(歩く会お知らせ等)			10,000										
			写真現像代			6,000							
			食糧費	110,000	円	110,000							
			歩く会飲物・昼食代等	@2,200×50人×1回		110,000							
			保険料(歩く会)	10,000	円	10,000							
			傷害保険料			10,000							
			計			216,000 円							
			12. 役務費	820	通信運搬費	398,760	円						
		健診通知送料			@110×500通		55,000						
		健診予約申込み後納郵便代			@85×500枚		42,500						
		医療費通知送料			@110×800通		88,000						
			ジェネリック利用差額通知送料	@110×666通	73,260								
			歩く会お知らせ等送料	@140×1,000×1回	140,000								
			手数料	420,990	円								
			医療費通知作成手数料		411,000								
			ジェネリック利用差額通知作成手数料	@15×666通	9,990								
			計		819,750 円								
			14. 使用料及び賃借料	30	高速道路使用料								
					駐車場代								
			19. 負担金補助及び交付金	39,200	健康診断料								
					組合員・配偶者	@37,000×600人	22,200,000						
					准組合員	@23,000×600人	13,800,000						
					インフルエンザワクチン接種費用補助	@2,000×1,500件	3,000,000						
					コロナワクチン接種補助	@2,000×100件	200,000						
					計	39,200,000 円							

11. 積立金			1. 積立金								
1. 特別積立金	603	380	223	0	0	0	603	25. 積立金	603		
2. 給付費等支払金	331	265	66	0	0	0	331	25. 積立金	331		
3. 給付改善準備金	0	930	△ 930	0	0	0	0	25. 積立金	0		
4. 役員退職死亡給与積立金	104	70	34	0	0	0	104	25. 積立金	104		

12. 諸支出金			1. 償還金及び還付加算金								
1. 保険料還付金	1,000	1,000	0	0	0	0	1,000	23. 償還金利息及び割引料	1,000		
2. 償還金	10	10	0	0	0	0	10	23. 償還金利息及び割引料	10		

13. 予備費			1. 予備費								
1. 予備費	326,279	47,799	278,480	0	0	0	326,279				

令和 8 年度予算の算出基礎

1 歳入関係

(1) 令和 8 年度医療給付費分保険料収入見込額

区 分	課税標準額	月額保険料 A (円)	人 員 B (人)	賦課月額 A×B (円)	
第 1 種組合員所得割	200 万円未満	0	101	0	
	200 万円 ～400 万円未満	1,000	18	18,000	
	400 万円 ～600 万円未満	8,000	20	160,000	
	600 万円 ～800 万円未満	16,000	22	352,000	
	800 万円 ～1,000 万円未満	28,500	34	969,000	
	1,000 万円 ～1,500 万円未満	29,000	99	2,871,000	
	1,500 万円 ～2,000 万円未満	30,500	90	2,745,000	
	2,000 万円 ～3,000 万円未満	31,500	127	4,000,500	
	3,000 万円以上	32,000	255	8,160,000	
	計		766	①	19,275,500
第 1 種組合員均等割		16,000	766	②	12,256,000
准組合員均等割		12,500	1,565	③	19,562,500
世帯員均等割		7,200	1,269	④	9,136,800
算定賦課月額合計			①+②+③+④	⑤	60,230,800
算定賦課年額			⑤×12 か月分	⑥	722,769,600
未就学児世帯への経済的負担軽減分			@12,000×100 人	⑦	▲1,200,000
産前産後期間の保険料減免分			@13,000×4 カ月×35 人	⑧	▲1,820,000
医療給付費分予算計上額			(⑥ - ⑦ - ⑧)		719,749,600

(2) 令和8年度後期高齢者支援金分保険料収入見込額

区 分	課税標準額	月額保険料		賦課月額	
		A (円)	人 員 B (人)	A×B	(円)
第1種組合員所得割	200万円未満	0	101	0	
	200万円 ～400万円未満	1,000	18	18,000	
	400万円 ～600万円未満	2,500	20	50,000	
	600万円 ～800万円未満	3,000	22	66,000	
	800万円 ～1,000万円未満	8,500	34	289,000	
	1,000万円 ～1,500万円未満	8,500	99	841,500	
	1,500万円 ～2,000万円未満	8,500	90	765,000	
	2,000万円 ～3,000万円未満	8,500	127	1,079,500	
	3,000万円以上	9,000	255	2,295,000	
	計		766	①	5,404,000
第1種組合員均等割		4,000	766	②	3,064,000
准組合員均等割		4,000	1,565	③	6,260,000
世帯員均等割		3,000	1,269	④	3,807,000
算定賦課月額合計			①+②+③+④	⑤	18,535,000
算定賦課年額			⑤×12か月分	⑥	222,420,000
産前産後期間の保険料減免分			@4,000×4カ月×35人	⑦	▲560,000
後期高齢者支援金分子算計上額			(⑥ - ⑦)		221,860,000

(3) 令和8年度介護納付金分保険料収入見込額

区 分	課税標準額	月額保険料 A (円)	人 員 B (人)	賦課月額 A×B (円)
第1種組合員所得割	200万円未満	0	41	0
	200万円 ～400万円未満	1,000	8	8,000
	400万円 ～600万円未満	2,500	12	30,000
	600万円 ～800万円未満	3,000	6	18,000
	800万円 ～1,000万円未満	8,500	17	144,500
	1,000万円 ～1,500万円未満	8,500	54	459,000
	1,500万円 ～2,000万円未満	8,500	39	331,500
	2,000万円 ～3,000万円未満	9,000	74	666,000
	3,000万円以上	9,500	159	1,510,500
	計		410	① 3,167,500
第1種組合員均等割		5,500	410	② 2,255,000
准組合員均等割		5,000	1,050	③ 5,250,000
世帯員均等割		2,500	340	④ 850,000
算定賦課月額合計		①+②+③+④		⑤ 11,522,500
算定賦課年額		⑤×12か月分		⑥ 138,270,000
介護納付金分子算計上額				138,270,000

(4) 令和8年度子ども・子育て支援金分保険料収入見込額

区 分	月額保険料 A (円)	人 員 B (人)	賦課月額 A×B (円)
第1種組合員均等割	1,000	766	① 766,000
准組合員均等割	500	1,565	② 782,500
世帯員均等割	300	1,269	③ 380,700
算定賦課月額合計	①+②+③		④ 1,929,200
算定賦課年額	④×12 か月分		⑤ 23,150,400
18歳未満被保険者未徴収分	@300×410人×12カ月		⑥ ▲1,476,000
子ども・子育て支援金分子算計上額	(⑤ - ⑥)		21,674,400

(5) 令和8年度後期高齢者組合員分保険料収入見込額

区 分	月額保険料 A (円)	人 員 B (人)	賦課月額 A×B (円)
第2種組合員均等割	5,000	136	① 680,000
算定賦課年額	①×12 か月分		① 8,160,000
後期高齢者組合員分子算計上額			8,160,000

(6) 令和8年度保険料予算計上合計額 (円)

医療給付費分保険料	719,749,600
後期高齢者支援金分保険料	221,860,000
介護納付金分保険料	138,270,000
子ども・子育て支援金分保険料	21,674,400
後期高齢者組合員分保険料	8,160,000
保険料予算計上合計額	1,109,714,000

(7) 国庫補助金等

区 分	予算計上額	予 算 概 算 の 基 礎	
国庫負担金等 (事務費負担金)	3,437,182 円	7年度医療分基準額 4,147,130 円×0.8=3,317,704 円 7年度介護分基準額 149,348 円×0.8= 119,478 円	
国庫補助金	療養給付費等 補助金	(ア) 療養給付費補助金 一般被保険者分 387,395,537 円×0.7719×0.13-調整=38,964,741 円 特定被保険者分 474,463,142 円×0.7444×0.13-調整=45,947,866 円 うち前期被保険者分 3 分 1 減額分 2,291,522 円 45,947,866 円-2,291,522 円=43,656,344 円 小計 82,621,085 円 (イ) 後期高齢者支援金補助金 一般被保険者分 99,964,478 円×0.13=12,995,382 円 (ウ) 介護納付金分補助金 一般被保険者分 45,648,482 円×0.13= 5,934,303 円	
	出産育児一時 交付金	1,078,950 円	
	高額医療費共同 事業拠出金補助金	4,179,000 円	拠出金見込額(100 万超分) 43,969,000 円×0.089≒ 3,913,000 円 拠出金見込額(400 万超分) 14,044,000 円×0.019≒ 266,000 円
	特定健康診査 等補助金	2,032,000 円	令和 8 年度特定健康診査等受診者分 2,032,000 円
	特別調整補助金	4,264,000 円	産前産後期間保険料減免分(令和 7 年度実績分) 2,856,000 円 未就学児世帯への経済的負担軽減分(令和 7 年度実績分) 1,188,000 円 国保ラインシステム改修費用 220,000 円
	特別調整補助金 (システム改修分)	4,202,440 円	高額療養費制度改正に伴うシステム改修費用 2,499,640 円 子ども・子育て支援金対応のシステム改修費用 1,702,800 円
合 計	120,744,342 円		

2 歳出関係

(1) 保険給付費

ア 療養給付費（1件当たり費用額） (件、円)

区分	年度	組合員		准組合員		世帯員		合 計	
		件数		件数		件数			
入 院	6	115	674,191	104	445,242	122	601,825	341	578,474
	7	77	777,538	148	484,247	101	717,783	326	625,874
	8	100	785,000	150	490,000	110	730,000	360	645,278
入院外	6	4,021	23,505	12,385	10,932	7,527	13,285	23,933	13,784
	7	4,197	24,586	12,106	13,407	7,288	14,854	23,591	15,843
	8	4,200	25,000	12,500	14,000	7,000	13,000	23,700	15,654
歯 科	6	1,849	10,653	3,871	11,707	2,886	10,926	8,606	11,219
	7	2,068	10,704	3,765	19,473	2,874	6,728	8,707	13,183
	8	2,000	11,000	3,800	20,000	3,000	11,000	8,800	14,886
調 剤	6	2,365	23,275	8,614	11,148	5,095	12,463	16,074	13,349
	7	2,500	22,000	8,074	11,067	4,813	12,498	15,387	13,291
	8	2,500	25,000	8,500	12,000	5,000	13,000	16,000	14,344
合 計	6	8,350	29,555	24,974	12,935	15,630	17,175	48,954	17,124
	7	8,842	27,165	24,093	16,463	15,076	17,261	48,011	18,685
	8	8,800	30,454	24,950	17,094	15,110	17,822	48,860	19,725

(注) 令和6年度は決算による実績により算出、令和7年度は7か月実績から推計し、令和8年度分は過去5年の実績推移により推計した。

イ 療養給付費の予算計上額算定

(ア) 1件当たり単価 19,725円×48,860件=963,763,500円

(イ) 療養給付費予算計上額 (ア) × (組合負担率 0.7) ≒674,634,000円 ----- ①

(ウ) 食事療養費予算計上額 (1回当たり費用額670円、1月当たり平均対象回数750回)

670円×786回×12-(標準負担額@510円×786回×12)=1,509,120円 ----- ②

(エ) 訪問看護予算計上額 (1回当たり費用額25,000円、1月当たり平均対象日数15日)

25,000円×15日×12 × (組合負担率 0.7) = 3,150,000円 ----- ③

(オ) 療養給付費等予算計上額 ①+②+③ 679,293,120円

ウ 療養費（1件当たり費用額）

（件、円）

区 分	年度	件数	組合員		准組合員		世帯員		合 計
			件数	件数	件数	件数	件数	件数	
	6	61	8,525	438	6,542	158	8,533	657	7,205
	7	105	17,500	420	6,500	170	7,200	695	8,333
	8	120	18,000	450	7,000	180	8,000	750	9,000

（注） 令和6年度は決算による実績により算出、令和7年度は9か月実績から推計し、令和8年度分は過去5年間の実績推移により推計算出した。

エ 療養費の予算計上額算定

（ア） 1件当たり単価 9,000円 × 750件 = 6,750,000円

（イ） 療養費予算計上額 （ア） × （組合負担率0.7） ≒ 4,725,000円

オ 審査支払手数料

（ア） 1件当たり手数料 @ 69円 × (48,860件 + 750件(療養費分)) = 3,423,090円

（イ） レセプト電算処理システム手数料 @ 0.68円 × 48,860件 = 33,225円

計 3,456,315円

カ レセプト管理システム手数料

@3.3円 × 48,860件 = 161,238円

キ レセプト二次点検業務手数料

@ 8円 × 48,860件 = 390,880円

ク 被保険者数（年度平均）

（人）

区 分	一 般			前期高齢者(65~74歳)			計			第2種組合員	
	令和8年度	令和7年度	増減	令和8年度	令和7年度	増減	令和8年度	令和7年度	増減	令和8年度	令和7年度
組 合 員	457	457	0	309	309	0	766	766	0	136	138
准組合員	1,478	1,553	△ 75	87	82	5	1,565	1,635	△ 70		
世 帯 員	1,085	1,140	△ 55	184	179	5	1,269	1,319	△ 50		
計	3,020	3,150	△ 130	580	570	10	3,600	3,720	△ 120	136	138

（注） 令和7年度は9か月実績から推計し、令和8年度分は過去5年間の実績推移により推計算出した。

ケ その他の保険給付費算出表

区分	令和6年度実績		令和7年度見込		令和8年度予算			
	件数	給付額	件数	給付額	単価	件数	給付額	
高額療養費	490	49,571,411	700	72,000,000	100,000	800	80,000,000	
出産育児一時金	30	15,000,000	42	21,000,000	500,000	45	22,500,000	
葬祭費	組合員	1	2,050,000	1	2,550,000	300,000	2	3,100,000
		7		9		250,000	10	
	葬祭費加算金	(1)	100,000	(1)	100,000	100,000	(1)	100,000
	その他	2	200,000	2	200,000	100,000	2	200,000
	死亡弔慰金	(0)	0	(0)	0	200,000	(0)	0
計	10	2,350,000	12	2,850,000		12	3,400,000	
傷病手当金	手当金	(日) 763	6,104,000	(日) 1,000	8,000,000	8,000	(日) 1,250	10,000,000
	見舞金	(日) 373	746,000	(日) 750	1,500,000	2,000	(日) 1,000	2,000,000
	計		6,850,000		9,500,000			12,000,000

※ 第2種組合員の葬祭費は250,000円

コ. 令和8年度 前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等

		前期高齢者納付金	後期高齢者支援金	出産育児交付金	病床転換支援金
本年度	1 概算額	19,262,284 円	291,886,100 円	786,788 円	0 円
	医療費 1-(4+5)	-2,594,543 円	279,547,367 円	816,687 円	0 円
	事務費	11,835 円	14,890 円		114 円
	合計金額	-2,582,708 円	279,562,257 円	816,687 円	114 円
前々年度	2 概算額	40,675,571 円	286,032,406 円	363,851 円	
	3 確定額	19,370,315 円	273,799,487 円	393,750 円	
	4 精算額 2-3	21,305,256 円	12,232,919 円	-29,899 円	
	5 調整金額 4×A	551,571 円	105,814 円	0 円	

A	算定率	前期高齢者交付算定率	0.025889
		前期高齢者納付算定率	0.025889
		後期高齢者支援算定率	0.008650
		出産育児交付算定率	0.000000

諸率等

	前々年度(確定)	本年度(概算)
B 全保険者の一人平均前期高齢者給付費額	467,788 円	484,715 円
C 全保険者平均前期高齢者加入率	0.14314660	0.13845915
D 全保険者の一人平均前期高齢者給付費基準率	1.58	1.59
E 前期高齢者加入者調整率の補正係数	1.11269	1.10661
F 前期高齢者に係る後期高齢者支援金の補正率	0.980611741316	0.977842090765
G 前期高齢者納付金の加入者一人当たりの負担調整対象額	163 円	329 円
H 前期高齢者納付金の負担調整基準率	0.53487	0.52250
I 前期高齢者納付金の特別負担調整基準率	0.4711504	0.4379020
J 後期高齢者支援金の加入者一人当たりの負担額	70,187 円	76,450 円
K 後期高齢者支援金の総報酬割負担率	0.02243658	0.02273474
L 病床転換支援金の加入者一人当たりの支援金		0.00 円
M 被用者保険等保険者の加入者一人当たり標準報酬総額	3,128,095 円	3,362,694 円
N 給付費補正率	1.005617458988	1.007288109993
O 出産育児一時金等の額の改定率		1.00
P 出産育児支援金率	0.07	0.0744
Q 特例交付割合	1 / 2	1 / 1

予想伸び率

	本年度(概算)
R 全保険者の前期高齢者給付費額	0.97678
S 全保険者の加入者数	0.97880
T 全保険者の前期高齢者である加入者の数	0.94208
U 全保険者の医療の給付に要する費用の額	1.03406
V 全保険者の日雇拠出金の額	1.29894
W 全保険者の出生数	0.94001

前期高齢者納付金の負担比率（被用者保険等保険者）

	前々年度(確定)	本年度(概算)
X 加入者調整	*****	*****
Y 報酬調整	*****	*****

サ 令和8年度 介護給付費納付金

8年度	概算納付金	(1人当たり) (6年度被保数 1,957人 × 伸び率 0.99326980) 89,791円 × 1,944人 = 174,553,704円 ①
6年度 精算分	確定納付金	(1人当たり) (6年度被保数) 74,535円 × 1,957人 = 145,864,995円 ②
	概算納付金	180,295,206円 ③
	調整額	339,746円 ④
8年度介護給付費納付金額 ① + (② - ③ - ④)		139,783,747円

シ 令和8年度 高額医療費拠出金

(全国国民健康保険組合協会 令和7年度第1回高額医療費共同事業運営員会決定)

高額医療費拠出金 1,000万円以下分及び1,000万円超分の合計額

令和8年度高額医療費 拠出金 (1,000万円以下分) 42,196,000円	+	令和8年度高額医療費 拠出金 (1,000万円超分) 1,773,000円	=	令和8年度高額医療費 拠出金 43,969,000円
--	---	--	---	--------------------------------------

ス 令和8年度 子ども・子育て支援納付金

8年度	概算納付金	地域保険等保険者 18歳以上 全地域保険等保険者 支援納付金総額 加入者見込数 18歳以上加入者見込数 162,284,719,577円 × 3,376人 ÷ 22,104,367円 = 24,785,745円 ①
6年度 精算分	確定 支援 納付金	地域保険等保険者 18歳以上 全地域保険等保険者 支援納付金総額 加入者数 18歳以上加入者見込数 0円 × 0人 ÷ 0円 = 0円 ②
	概算 支援 納付金	0円 ③
	調整額	0円 ④
8年度支援 納付金額 ① + (② - ③ - ④)		24,785,745円

茨城県医師国民健康保険組合・組合会議員名簿

任期：令和6年7月～令和8年6月

No.	医師会	氏名	住所
◎ 1	水戸市	笠野哲夫	水戸市
2	水戸市	田口雅一	水戸市
3	水戸市	安達忠治	水戸市
4	水戸市	早船徳子	水戸市
5	県央	谷口恭亮	茨城町
6	笠間市	根本賢	笠間市
7	鹿島	城之内宏至	神栖市
8	水郷	根本公夫	行方市
9	日立市	大山真	日立市
10	日立市	佐々木栄一	日立市
11	常陸太田市	谷下田敏夫	常陸太田市
○ 12	ひたちなか市	遊座文郎	ひたちなか市
13	那珂	河野史尊	那珂市
14	水郡	岩佐秀一	大子町
15	多賀	新里一郎	北茨城市
16	土浦市	宮崎三弘	土浦市
17	土浦市	塚田智雄	土浦市
18	土浦市	友常孝則	土浦市
19	石岡市	太田仁	かすみがうら市
20	龍ヶ崎市	菊地達之	龍ヶ崎市

No.	医師会	氏名	住所
21	取手市	海老原聡	取手市
22	取手市	塩澤史隆	守谷市
23	つくば市	小倉正徳	つくば市
24	つくば市	倉田尚司	つくば市
25	稲敷	畑川裕哉	美浦村
26	古河市	田中信一	古河市
27	結城市	宮田彰	結城市
28	真壁	中岫正明	下妻市
29	真壁	平島康嗣	桜川市
30	きぬ	須澤直木	常総市
31	猿島郡	村田靖	境町
32	牛久市	小池右	牛久市

(注) 議席番号欄外の◎印は議長、○印は副議長

役員担当業務

(令和6年7月20日付)

役職名	氏名	担当業務及び研究事項	定例審議決定 事項担当	監査
理事長	松崎 信夫	総括	総括	—
副理事長	小原 芳道	総括(副務) 保健事業 法令遵守(コンプライアンス)	総括(副務)	—
常務理事	河内 重人	総務, 事業計画・予算	庶務関係, 事業状況報告 資格得喪	—
理事	俣野 重雄	保険料	出産育児一時金・葬祭費・ 死亡弔慰金	—
理事	本多 教章	保険給付	傷病手当金・傷病見舞金	—
理事	佐々木 明	広報		—
理事	石井 完治		療養費	—
理事	陶 経緯	データヘルス	高額療養費	—
監事	手島 研作	—	—	監査
監事	神代 秀爾	—	—	監査